

平成26年9月定例会 県土整備委員会（事前）

平成26年9月19日（金）

[委員会の概要 県土整備部関係]

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時08分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】 （資料①，②）

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第2号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第15号 平成26年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第16号 平成26年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について
- 議案第17号 平成26年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第18号 平成26年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について
- 議案第20号 徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について
- 報告第1号 徳島県継続費精算報告書について
- 報告第4号 平成25年度決算に係る資金不足比率の報告について
- 報告第5号 訴訟上の和解に係る専決処分の報告について
- 報告第7号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 「平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会」について（資料③）
- 那賀川水系河川整備計画の変更について（資料④）

小林県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元に県土整備委員会説明資料及び同じく説明資料（その2）の2冊の資料がございますが、まずは、平成26年度9月補正予算のうち、平成26年8月豪雨災害緊急対策を県土整備委員会説明資料にて御説明させていただきます。

8月の台風11号及び12号などに伴う豪雨により、本県にもたらされました大きな被害からの速やかな復旧、復興等を図るため先議をお願いするものであります。

それでは、資料の1ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございま

す。表の下から3段目計の欄を横に御覧ください。

左から3列目補正額の欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で6億1,263万2,000円の増額をお願いしております。その右隣の計欄には補正後の額を記載してございますが、555億8,902万1,000円となっております。

また、財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しておりますとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。特別会計でございますが、今回、特別会計の補正はございません。

続く3ページから5ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

まず、3ページ、河川振興課では河川海岸維持修繕費で浸水痕跡調査や河川の砂、流木等の除去の経費など、2億円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。砂防防災課でございます。砂防維持修繕費のほか、総合流域防災事業費で土砂災害危険箇所の基礎調査を加速するための経費など、合計で4億1,000万円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。交通戦略課でございます。鉄道機能復旧事業として、阿佐東線の浸水被害の復旧を一部補助する経費として、263万2,000円の補正をお願いしております。

このたび、先議をお願いする8月豪雨災害緊急対策をはじめ、既決予算の災害復旧事業費等を活用し、災害からの復旧、復興が一日も早く図られますよう、迅速に取り組んでまいります。

引き続きまして、8月豪雨災害緊急対策以外の9月補正予算等について、県土整備委員会説明資料（その2）により御説明させていただきます。まず、説明資料（その2）の目次を御覧ください。

今回、提出を予定しております案件は、平成26年度9月補正予算並びにその他の議案等といたしまして、受益市町村負担金、請負契約、継続費精算報告書、資金不足比率の報告及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の下から3段目計の欄を横に御覧ください。

まず、左から2列目補正前の額でございますが、6月補正後の予算額にさきに御説明させていただきました8月豪雨災害緊急対策に係る9月補正予算を加えた額となっております。

今回、県土整備部の8月豪雨災害緊急対策以外の9月補正予算は、その右隣の補正額の欄に記載しておりますとおり、合計で3,519万3,000円の補正をお願いしております。

また、その右隣の計欄には補正後の額を記載してございますが、556億2,421万4,000円となっております。また、財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しておりますとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。特別会計でございますが、今回、特別会計の補正はございません。

続く、3ページから7ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

す。まず、3ページ、建設管理課では未来につなぐ建設産業再生・魅力発信事業として、300万円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。河川振興課でございます。堰堤管理費で、519万3,000円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。道路政策課でございます。6月補正予算で設置いたしました道路整備利用促進基金を活用する、徳島自動車道利用促進キャンペーン事業として400万円の補正をお願いしております。

6ページをお開きください。高規格道路課でございます。同じく道路整備利用促進基金を活用する高規格道路機能アップ調査事業として、2,000万円の補正をお願いしております。

7ページを御覧ください。交通戦略課でございます。これも同じく道路整備利用促進基金を活用する「フェリーと高速」トクトクキャンペーン事業として、300万円の補正をお願いしております。

8ページをお開きください。その他の議案等でございます。まず、（1）受益市町村負担金でございます。このページから14ページにかけまして、事業の実施を予定しております各市町村ごとに事業内容、事業費、負担金の額、事業費に対する負担金の割合を記載いたしております。

まず、8ページは、公共街路事業など、都市計画課が所管する事業でございます。

9ページは、旧吉野川流域下水道建設事業で水・環境課が、10ページ及び11ページは、県単独砂防事業など砂防防災課が、12ページ及び13ページは、道路局部改良事業など道路整備課が、14ページは、港湾環境整備事業など運輸政策課がそれぞれ所管する事業でございます。

これらの事業につきましては、地元市町村と事前に十分協議をした上で実施しておりますので、御理解頂きますようお願いいたします。

次に、15ページを御覧ください。（2）請負契約でございます。アの徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札いたしております。

次に、16ページをお開きください。一般会計継続費精算報告書でございます。平成23年度から平成25年度にかけて継続費を設定いたしました園瀬橋上部工架設事業につきまして、平成26年2月定例会において、お認め頂きました変更額のとおり精算したことを報告するものでございます。

17ページを御覧ください。（4）平成25年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、県土整備部が所管いたしております流域下水道事業特別会計と港湾等整備事業特別会計の2事業会計について、平成25年度決算に係る資金不足比率を報告するものでございます。表の資金不足比率の欄に「－」で記載しておりますとおり、両会計とも資金不足額は発生しておりません。

続いて、18ページをお開きください。資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、同法の規定により、県監査委員による審査をお願いしております。その結果、19ページに

記載しております資金不足比率審査意見書の「第3 審査の意見」欄にございますとおり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとしてお認め頂いております。

20ページをお開きください。（5）専決処分の報告についてでございます。まず、アの訴訟上の和解に係る専決処分の報告について記載しております。徳島市の県営住宅中常三島町団地の住宅の明渡し及び家賃滞納分等の支払いについて、相手方1名と和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

次に、21ページを御覧ください。イの道路事故の損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しております。美馬市地内の県道穴吹塩江線などで発生しました道路事故6件につきまして、表に記載の賠償金額で、それぞれ和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして2点、御報告させていただきます。

第一点目は、平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会についてでございます。お手元の資料（その1）を御覧ください。

平成26年8月の台風11号により、那賀川では戦後最大となる流量を記録し、多くの浸水被害が発生いたしました。

このため、国と県におきましては、河川工学や森林水文学の学識者、流域の阿南市と那賀町の防災担当者及び河川管理者で構成する平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会を設置し、雨量・河川水位の状況、長安口ダム・樋門・排水機場の操作状況及び関係機関や住民への情報提供等について検証を行い、出水対応に係る課題の抽出とその改善点について意見交換を行うこととしたものであります。

去る8月29日に開催しました第1回会議におきまして、委員から、台風11号による洪水については、一週間前の台風12号による降雨の影響や流域全域に強い雨が降ったこと等を考慮して、更に分析が必要である。今回のダム操作については、概ね理解は出来るが、降雨の予測と実績を比較した検証が必要である。関係機関や住民への情報提供の内容やその活用状況について検証が必要である、等の意見を頂いたところであります。

今後は、委員から頂いた御意見をもとに、国と連携して更に検証を進め、年内を目途に課題と改善策について取りまとめてまいりたいと考えております。

第二点目は、那賀川水系河川整備計画の変更についてでございます。お手元の資料（その2）を御覧ください。

国と県におきましては、平成19年6月に那賀川水系河川整備計画を共同で策定し、河川整備を進めてきたところであります。このたび、東日本大震災を契機とした地震、津波への対応や策定後の出水状況への対応などの観点から、河川整備計画の一部変更を行うこととしたものであります。

主な変更点としましては、（1）の東日本大震災を踏まえた、直轄管理区間における堤防の地震・津波対策の追加と（2）の平成21年8月豪雨の浸水被害を踏まえた、宮ヶ谷川における築堤方式から嵩上げ方式への整備方法の変更の2点であります。

今後の変更作業のスケジュールとしましては、9月29日に那賀川学識者会議を開催し、

専門の立場から幅広く御意見を頂き、10月には那賀川水系河川整備計画（変更素案）を取りまとめた上で、パブリックコメントを実施することとしており、今年度内の変更に向けて取り組んでまいります。

なお、平成26年8月の台風11号に対する対策については、さきに説明させていただいた検討する会での検証結果や洪水痕跡の調査結果等を踏まえ、できるだけ早く河川整備計画に反映できるよう国と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

岡田委員長

以上で、報告等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

杉本委員

先般の台風11号のときには河川振興課からの確な情報等を頂きまして、ありがとうございました。避難のチャンスを失うことなく、おかげで無事に済みました。いかに適切で、しかも迅速な情報が必要かということがよくわかりました。

昨日是那賀町議会が、国土交通省から説明していただきましたが、ダム of 正確な管理運用法を是非、住民にも知らせていただきたいとお願いして、終わりたいと思います。

なお、小見野々ダムから上流の議論が伏せられているような感じでございますので、その辺も十分お願いします。

古田委員

私は、まず、長安口のダム操作についてお尋ねしたいと思います。

新聞でも読者の欄で、ダム操作に不信感、規則に反した放流をなぜしたのか、操作規則を改めて弾力的に運用したらどうかなど、いろいろな意見が出されています。

今の御報告では、ダム操作についてはおおむね理解はできるが、降雨の予測と実績を比較した検証が必要だという御意見も、この検討する会の中では出たようです。今、国土交通省管理になっていますので、県としては、この長安口ダム操作に関して今後検証していく中で、改善点があるとお考えなのか。それとも、十分配慮してダム操作ができたと見られているのか、そのあたりはどのようなお考えでしょうか。

綿貫水資源・流域調整室長

さきの台風11号における長安口ダム放流と、その操作についてでございます。

まず、ダムは、その洪水調節機能によりまして洪水の一部を貯留し、そして下流への流量を低減させており、ダムが下流の浸水被害を増大させたことはないと思っております。

ただ、ダムが担っております治水機能をフルに活用し、適切なタイミングにおいて放流

操作が行われ、そして下流での浸水被害をより低減させることができたかどうか、この点につきましても、現在、県土整備部長のほうから御報告させていただきました検討会の場で検証が進められているところです。ダム操作は、時々刻々と変化する雨量や流入量、また、その先の不透明な予測に基づいて行っていますので、その時々判断がどのような判断材料に基づいて行われているのか、正に検証が進められているところでございますので、その検証結果を待って対応してまいりたいと思っております。

古田委員

国土交通省が出されている、台風11号来襲時における長安口ダムの操作状況等について、8月8日0時から、8月9日、8月10日と、1時間ごとに、流入量、放流量、それから貯水位が書かれておりまして、ただし書き操作開始は8月10日4時20分ということがこの記録でわかりますが、ただし書き操作というのはどのようなことを言うのか。

それと、一般には4時20分ごろ携帯電話に、今から5,400トンの放流をするから避難してくださいというエリアメールが入ったと思いますが、その関連とあわせて、このただし書き操作というのはどの段階で入ってこのようなことになったのか、そのあたりは国土交通省からお聞きしているのでしょうか。

綿貫水資源・流域調整室長

いわゆる異常洪水時防災操作はただし書き操作と言われております。まず、ダムにおきまして洪水調節を行う場合に、ダムに貯めることのできる最高の水位というのが決まっております。この水位をサーチャージ水位といいます。ダムはこの水位より上昇させてはならない、いわゆる貯水量をそれ以上高めることができないというのが操作規則で定められております。このため、ダムへの流入量が増加し、貯水池の水位がサーチャージ水位に近づくことが予見できる場合につきましては、ダムに流入する水をこれ以上貯めていくとダムから越流するおそれがありますので、流入量と放流量を同じにするような状態、ある意味、ダムがないような状態での放流となります。そのような操作を行うことを、今回のただし書き操作は指しているということでございます。

ただし書き操作に入る前におきましては、当然、流域の方々に周知を行っているところでございます。

古田委員

今、お話がありましたように、サーチャージ水位というのは225メートルです。そこからは超えてはいけないという限界を示していると思いますが、今回の長安口ダムの操作では、4時20分にただし書き操作を始めて、入ってくる量はすべて流すという状況にあったわけです。そのとき、9時半までただし書き操作がされていますが、この間の水位というのは、8月10日の8時半の場合、一番最高でも223.6メートルの最高水位を示していて、225メートルのサーチャージ水位のところまでは1.4メートル余裕があったわけです。下流域の那賀町驚敷地区、相生地区、阿南市加茂谷地区の床上浸水、床下浸水を合わせたら、700世帯余りがそのような状況になりましたが、これを少しでも防ぐために、この225

メートルまではまだ余裕があったのですから、もう少しただし書き操作をずらすべきではなかったのか。最高で 5,400 トンを超えた放流をしたわけですが、あと 1.4 メートルの余裕があったのですから、そこまで我慢して放流を抑えることはできなかったのか。もし抑えることができたとしたら、どのくらいの水量になるのかをお聞きしたいと思います。

綿貫水資源・流域調整室長

いわゆるただし書き操作開始の水位に達した時点におきまして、今後の雨の降り方あるいは流出の仕方で、洪水時のいわゆるサーチャージ水位の 225 メートルを超えると、その時点において予測したものだと思います。そして、ただし書き操作に移行しまして、洪水時の最高貯水位を超えないような操作を行っていたわけですが、現状の降雨の予測技術では正確な雨の予測が多分難しかったのだらうと思います。結果として、貯水位の最高水位はサーチャージ水位の 1.4 メートル手前という段階で最高を迎えております。

そして、この 1.4 メートルの余裕があったということで、どのくらい貯める量があったかということですが、ダム貯水池自身は、断面を見ますと、大体、山すそに設置しておりますので、すり鉢状の形になっており、正確には測量のデータを見ないとわかりませんが、このサーチャージ水位あたりというのはダムの堤体のほとんど上部でございますので、単純に、1.4 メートルと長安口ダムの湛水面積が 2.238 平方キロメートルございます。これを掛けますと、大体約 300 万立方メートルになると思います。

古田委員

300 万トンの水がまだ余裕としてダムに貯めることができたということですね。気象予報というのは正確さを増してきて、この付近ではどのくらいの雨が降るといっても見ながら、それを一挙に放流しないで少しずつ放流していくことができなかったのかと思います。

そして、その 300 万トンの水を少しずつ放流するというにすれば、被害は今のようにならずに抑えることができたのではないかと思います。その点はどのようにお考えでしょうか。

新聞報道では、長安口ダムの調節容量が 1,096 万トンとされています。そのうちの約 300 万トンをサーチャージ水位まで我慢していれば、調節容量の 3 分の 1 ぐらいに当たるわけです。それは大変大きい数字だと思います。このことの検証が続けられていると思いますけれども、このような洪水が二度と来ないようにしてほしいと願っている方々にとっては、ここが疑問であるわけです。今後、検証が進んだら国土交通省とやりとりをされていくと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

綿貫水資源・流域調整室長

その点につきまして、現在、有識者等で構成する検証会議で検討が進められております。

特に、今回の台風 11 号におきましては、8 月 10 日の午前 1 時から 8 時までの 7 時間にわたって、長安口ダム上流域に時間当たり連続 40 ミリを超える雨量が観測されております。1 時から 8 時の 7 時間の総雨量は 325 ミリ、平均 46 ミリでございました。それに、先

ほど申しました長安口ダムいわゆる集水面積、降った雨がダム湖のほうに入ってくる面積でございますが、それが500平方キロメートルある。時間平均46ミリに500平方キロメートルを乗じますと、大体、時間当たり2,300万トンの雨量となります。

そういうこともあって、ただし書き操作にも入り、また、その後、洪水調節を行ってきたわけでございますが、結果として最高水位に至るにはまだ1.4メートルほどの余裕があったということで、降雨の的確な読み、また、500平方キロメートルから降雨がどれだけ流れ込んでくるか、なかなか予測も難しいところもあり、結果としてこのような状態になっております。今、検証が進められているところでございますので、今後、県においてその検証結果を十分に研究、検討、また精査してまいりたいと思っております。

古田委員

ある消防団の役員の方がおっしゃるには、4時に連絡を受けて、4時10分ぐらいに道路へ行くと、もう道路まで水が来ていて本当にびっくりしたそうです。

そのような状況で、どの方にお聞きしても、加茂谷地区、鷺敷地区でもあつという間に水が来てしまって、家財を上げることもできなかったという声を聞きますので、周知のことも書かれています。十分な周知ができていなかったのではないかという気もいたします。

それと、もう一つは、放流をどのようにされたか。私は、8月12日に仁比聡平参議院議員と一緒に長安口ダム管理事務所へお伺いしました。そして、これだけ放流をしたら下流域でどれだけ浸水するか、そのようなこともお考えになって放流を続けたのでしょうかとお聞きしましたら、私どもはダム管理の責任を持っているだけで、下流域がどれだけ浸水を受けるかということは私たちの責任ではなく、河川管理のほうがやることとおっしゃいました。それから後の9月5日にも、私どもは仁比参議院議員と一緒に那賀川河川事務所へ参りました。そのときに、今度は河川管理の方が、ダムの放流と、そこに降り込んでくる雨とを合わせて計算して、どれだけ広がるかということとはなかなか予測はできませんということでした。本当に住民のことを考えてくださっているのかという思いになるような対応でした。

ダムの操作のことで本を書かれている今村瑞穂さんという男性の方は、以前、早明浦ダムのただし書き操作をしたときに課長としていらっしゃった方ですが、そのときには、堤防が少し破堤したり、すぐそばの家が流されたりする被害が出たそうです。ただし書き操作のことでずっと研究されて、今回、本を出されています。その方がいろいろ検証されて、このただし書き操作の考え方をまとめられています。

まず、許容最高水位になって予想される最大の洪水流量が放流できること、それから、放流量が流入量に追いつくまでの過程では、下流の河道の水位上昇速度が許容される値以下であること、8割水位にこだわらず10割水位で収まる洪水については、できるだけただし書き操作に移行することなく洪水調節が継続されること、最後に、ただし書き操作に移行したとしても、可能な限り洪水調節容量を有効に活用して放流量の減少に努めること、ということをもとめられています。ただし書き操作については、操作を行って被害が出たら終わりなのですから、慎重にいろいろなことを考えて、移行へのタイミングを図らない

といけないと書かれています。今回の結果を見て、ただし書き操作がされた間、そのようなことが本当に正しく行われたのかということ、今、検証されているということですので、是非深めていただきたいと思います。

それと、住民の皆さんにいろいろお聞きしておりますと、台風12号の雨で山はいっぱい水を含んでいるので、新たに雨が降ったらもう水を含めないような状況になっている。そのような状況の中で台風11号が近づいていて、たくさんの雨を降らすということが気象予報で言われていたわけですので、決められた水位の219.7メートルから1.7メートル余分に下げて、218メートルでずっと予備放流していたわけですが、これをさらに下げていけば、洪水が少しでも防げたのではないかとということを皆さん思っているわけですね。ですから、水圧のこともありますけれども、もう少し予備放流をたくさんしておくことが実際にできなかったのか、その辺はいかがお考えでしょうか。

綿貫水資源・流域調整室長

ダムは、その巨大な構造物の様相から、洪水時には洪水の水をすべて貯め込む機能があるように思われる方もいらっしゃると思いますが、実は、長安口ダムの集水面積は、さきほど言いました約500平方キロメートルと広大な中に、この範囲で降雨を貯留するダムの有効貯水量は、最大でも4,349万7,000トンです。また、洪水調節容量は、さきほど委員からありましたように、1,096万トン。降雨量の多い立地条件ながら、ダムの貯水量のパイが小さいと思います。また、今回、非常に多くの雨も降りました。仮に事前に有効貯水量をゼロにしたとしても、大体、毎秒5,000トンを超える流入量が続いておりましたので、多分、数時間で満杯になるような状態。そして、上部にある放流ゲートからの放流で洪水の調整を行いますので、ある程度、ダムのゲートから計画的に放流できるような水位、水圧が必要であったと思っております。

そういう意味で、ダムの水位を下げていたら、もっと貯められたということがあるのかもわからないですけど、本来のダムの洪水調節機能を果たすのであれば、最も的確に操作ができる状態に水量があるということも必要だったのではないかと思っております。

古田委員

無堤地区の堤防の早い完成、そして、ダムの操作状況が本当に適切だったのか、改善点はなかったのかということで検証していただいて、下流域や上流域で今回はたくさん浸水しておりますので、被害に遭われた方々が安心して住める地域にさせていただきたいと、強く要望して終わります。

有持委員

台風12号と11号について、那賀川のほうは大変な被害が出て、先日も県土整備委員会で視察をさせていただきました。本当にひどい状態で、住民の皆様方にお見舞い申し上げたいと思います。

今回、台風12号のときの飯尾川の状況を申し上げますと、県土整備部の方がずっと河川管理をしていただいたおかげで、飯尾川の水も角ノ瀬のポンプのところから自然排水し、

不動からも排水していただいたおかげで、石井町は全く浸水いたしませんでした。台風11号でもかなりの雨が降ったわけですが、加茂野の加減堰の効果というのは本当に素晴らしいと思いました。

石井町の場合は、国道192号がございまして、国道から南が本当に海のようになっています。それと、石井自動車学校がありまして、そこが非常に狭くなっておりますので、そこから上には水が出ます。

ところが、今回は那賀川水系の小松島市から阿南市にかけての降雨量が、非常に多かったわけですね。今までは、二、三十年に一度という降雨量ということも言われておりましたが、北海道でさえ洪水になるような時代ですから、もう今は、数十年に一度ということが言えない時代に来ております。

河川の管理とダムの管理は治水と利水ということがございまして、減らし過ぎたら、今度、もし水がなかったら困る。特に石井町の渡内川というのは、線路の下で水門を作って、そこで麻名用水の水門を閉めて、その溜まった水を水田に入れておられるという、利水でやっております。飯尾川も、不動で閉めて、その水を不動や国府の水田に入れておられます。ほかの川にしても、夏場は利水と治水の両方考えなくてはいけないということがございまして。

ダムの管理も非常に難しいとは思いますが、減らし過ぎて、もし後の降雨量が少なかったらまた大変な問題になりますし、先ほど古田委員も言われたように、今、気象情報も非常にすばらしくなっておりますが、降りますと言っても降らない場合もありますので、水を管理するというのは非常に難しいとは思いますが、これからは、警戒情報が出た場合の早からの対処と、河川の砂や砂利の堆積、そして狭いところをなくすという管理をしないといけない。

特に石井町の飯尾川の場合では、鮎喰川と吉野川の土手に挟まれて、抜け道が吉野川だけです。それに角ノ瀬と平島のポンプ場で吉野川へ流しておりますが、ポンプは自然排水にはかきません。河川の管理と台風の水の管理をしていただいておりますことは十分承知しておりますが、家が浸かるということも非常に困りますし、水田や畑に水が溜まらないようにすることが農業の保全にもつながりますので、難しい事業ではあります。今後とも頑張ってくださいますようお願いして終わります。

藤田豊委員

8月の台風11号、12号で徳島県、広島県、関西に大きな被害が出たわけですが、被災地の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。そして、関係者の皆さんの御努力に敬意を表する次第です。

ただ、古田委員や有持委員の話のとおり、私ども住民は多方面にわたるダムの利益を受けております。私も吉野川水系にありますが、小さいときには年に何回も洪水に遭いました。早明浦ダムや池田ダムのおかげで確かに洪水が少なくなったのも事実ですが、規格が現状に追いつかなくて、規格操作のために人災的なことが起こるといっても今の情勢では否めないということで、是非検証の中でそのようなことも考慮していただきたい。

私は美馬市ですが、台風11号のとき見回りましたら、久しぶりに大水が出て農地が冠水して大変な状態で、続く台風12号ではその上にもう一回重なるから大変だと思いましたが、

予備放流などのおかげで内水処理も簡単でした。そのような状況を見ると、検証を十分にさせていただいて、人的ミスにならないような政策展開をお願いしておきたいと思います。

そのような中で質問をさせていただきたいのですが、まず、緊急で土砂災害危険箇所の対策に4億円という予算が出ていますが、この件について、もう少し詳しくお知らせ頂きたいと思います。

大和砂防防災課長

今回提案しております、緊急の調査ということでございます。今回の基礎調査といえますのは、土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害警戒区域などの範囲を決定するための調査でございます。

やり方といたしましては、現在、徳島県内に土砂災害危険箇所が1万3,001か所ございまして、その危険箇所を土地の自然的状況、例えば、地形とか地質、過去の土砂災害の履歴、土地利用の社会的要件といたしまして、住宅や道路などの土地利用、それから、避難所や避難場所の状況の調査をいたしまして、その結果で土砂災害の警戒区域を決定するようになっております。

現在、この調査に関しましては、平成25年度から補正予算も活用させていただきまして、平成24年度は約600か所調査しておりましたのを1,000か所に大幅に増やさせていただき、今年も当初予算と平成25年度の補正予算分を合わせました4億2,000万円で約1,000か所、今回、補正予算を提案させていただいております1,000か所を合わせて、今年度、2,000か所を調査いたしまして、既に調査しております箇所を合わせますと、約半分の50%の調査になるかという状況でございます。

藤田豊委員

本来なら災害が来る前にやるべきことです。何でもそうですけれども、災害が来たら一生懸命やらないといけない。このような形で補正予算を組むのが悪いと言うのではありませんが、やはり計画性にいろいろな問題があるのではないかと。

これは、今、御答弁があったように土砂災害危険箇所1万3,001か所のうち県内8,007か所が未調査という台風11号、12号の検証の徳島新聞の記事ですが、それなりに即対応している。行政の俊敏さ、それから迅速さも必要かも知れませんが、果たして今までこれだけの箇所を抱えて、砂防防災の危険性がある徳島県の地形の中で、やってこなかった原因というのはどこにあるのか。

国の予算の問題もあると思いますが、国も県も、危機管理という今の大きな題目の中で、地域の危険箇所をやっていかなければならない。私のような地域にいる一人として見たときに、今の行政で果たしてこの予算を消化できるのか。今、お話がありました当初予算の進捗率はどのくらいですか。

大和砂防防災課長

平成26年度の当初予算で、1,000か所程度を調査できる予算を計上させていただいております。現在、約850か所の調査に着手しております。

藤田豊委員

特にあの広島市の災害を見たら、いろいろな法律があって宅地造成が乱脈であったかもわからない。それと、狭い平地を人が住む場所にしていく造成法に無理があったかもわからない。広島市の状況を見ても、土石流が流れやすいところに住宅が建っている。

例えば、眉山のあたりの人口密集地の住宅地、特に土地開発されたところはどうか。昔の人が住んでいた土地というのは、災害から離れたところに大体家が建っている。それから、吉野川水系を見ても、2メートルほど石垣を積んだ上に家を建てている。このような知恵があって、防災と人の暮らしというのは切り離せないところがたくさんあると私は思います。

乱造成とは言いませんが、需要と供給のバランスの中でこのような問題が起こったときに、果たしてどのような調査が行われるのか。早急に調査してほしいのに、市町村の職員は少なくなっています。当然、県庁も人が減っています。そうすると、民間をどう使うか。1,000か所以上だったら、調査箇所をコンサルタント会社などに頼んでやるということで追いつくのか。まず工事に入る前に、調査が終わらないと何もできないという問題に対して、どのように対応していくのか。物理的に非常に難しいのではないかと私は感じておりますので、その辺を御説明頂きたいと思います。

大和砂防防災課長

今年度、補正予算を合わせれば2,000か所ということで、なかなか調査も難しいのではないかと御質問でございます。先ほど御説明しましたとおり、当初予算の1,000か所分については、約85%、発注済みでございます。今回、補正をお認め頂ければ、あと、当初予算分の残と合わせたら約1,200か所分の調査を発注するようになります。

やり方といたしましては、発注ロットをどうするかなど、できるだけ工夫を凝らしながら発注作業を進めてまいりたいと考えております。

藤田豊委員

調査というのは一番先行することですから、ただ予算だけ出して、それが明許繰越になって調査ができないようなことだけはないように、十分努力してこの調査を行って欲しい。そして、めり張りをつけて、被災しやすいところを行って欲しい。

ある先輩議員の方がよくおっしゃっていましたが、もう、もしかの時代は終わって、まさかの時代に入った。まさかこんなところまで起こらないだろうと思っているところが、実は危ないということです。それは被災地が大打撃を被ったときには、調査どころの費用ではない、ものすごい被害額が出るのですから、例えば、眉山周辺などの経済活動や生活に非常に影響しやすいところに、めり張りをつけてやっていただきたい。

このような補正予算というのは特別に出すのですから、それは都市とか、めり張りをつけたところで使っていて、一般予算は災害のことを考えることなく、常時の行政を進めるために使っていていただきたい。いつも言っているのですが、片一方で使い切って、片一方が疲弊したら、地域経済に及ぼす影響というのはバランスが狂いますので、是非そう

いうところを考えながらやっていただきたい。

それから、昔は、消防団、役場の職員、業者が一緒になって調査していました。今、それがどうも体系的に狂っている。それは、さっき言ったように職員が少なくなったから、そのような手間が一般業務で出来ないのかもわかりません。しかし、災害はいつ来るかわからないですから、皆さんの考え方を改めて昔良かったことをやって、そのようなことも考慮しながら業界の皆さんの力も借りる。建設業協会という大きな組織があるのですから、そこと相談しながら皆さんの業務を補てんしていただいて、調査に加わっていただきたいということを提案したらどうですか。

大和砂防防災課長

災害の危険箇所の調査に、今までより人的能力などで劣っている。また、建設業協会などの新たな力も加えて調査に役立ててはどうかという御質問でございます。

6月が土砂災害防止月間ということで、梅雨どき、それから台風を迎える前に、役場、警察、消防団の方と各危険箇所の調査をしております。しかし、それも全部の箇所を回りきれないということもございますし、これからいろいろな箇所でいろいろな災害が起こる可能性もございますので、建設業協会とは、大規模災害については協定書も巻いており、そのような中で何かお願いできることがあるか研究してまいりたいと考えております。

藤田豊委員

皆さんの日常の業務の中でもいろいろなことを考えていらっしゃる。ただ、温故知新とよく言いますが、昔の良いことまで一緒に行政の中で流されようとしている。

いろいろな問題が起こるといって敬遠しないで、今の時代、官民一体となってこのようなことに立ち向かっていかないといけない。この20年間で県職員は何人減っていますか。市町村も一緒に、合併して人減らさばかりやってきている。皆さんの持つパワーというのはだんだん減ってきております。

それを一気に職員を挙げてというのは無理な話なので、いろいろな機関がお互いに連携をしながら事に当たっていただきたいという気持ちでおりますので、是非、そのような考え方をもとにした施策展開をお願いしておきたいと思っております。

あと一点、7ページに交通戦略課の300万円という交通対策費が捻出されています。「フェリーと高速」トクトクキャンペーン事業という、高速道路及び南海フェリーの促進ということについて、これも数年前、当時の交通政策課と話をしましたときには、高速道路とフェリーの関係で、徳島県の交通体系でフェリーが疲弊したら困るというような形で社会実験をしていただいた。そして、あのときは、フェリーの費用の一部を負担して、フェリーの動向がどうなるかという調査をしたと思っております。これは、観光の上からも、緊急輸送ということでも、フェリー会社をどうしても残したいということで、料金が下がったら通行量がどうなるのかという調査をして、一定の成果をノウハウとして持っていると思っております。

それでは、今回の調査の目的と、どのようなことをやるのかということをお教えいただきたい。

岡本交通戦略課長

「フェリーと高速」トクトクキャンペーン事業について御質問を頂きました。

この事業につきましては、今年度におきまして、四国横断自動車道鳴門ジャンクションから徳島インターチェンジの間の開通でありますとか、四国霊場開創1200年、また、来年度で高野山開創1200年といった好機をとらえ、高速道路整備利用促進基金を活用いたしまして、マイカーで和歌山港発徳島港行きフェリー往復乗船車を対象といたしました、誘客キャンペーンを実施するものでございます。

具体的には、徳島県内に宿泊されました方を対象に、抽せんで南海フェリー提供の年間無料パスポートなどが当たるキャンペーンを、また、徳島県内の高速道路を利用された方には県産品が当たるダブルキャンペーンを実施いたしまして、高速道路及び南海フェリーの利用促進を図りつつ、本県への宿泊客の誘客やリピーターの獲得を図ることを目的としているものでございます。

藤田豊委員

今回は、料金の補助をするというのではなく、何かスポットライトを当てるといふことでしょうか。ともすれば淡路方面の交通が主力と考えられる今の交通体系の中で、徳島県には正に得意なフェリーがあります。私は、これを観光に生かせと強く言っておりますが、クルーザーという船の観光も非常に新鮮で、海外から飛行機で飛んできて、ゆったりと徳島に入ってもらふ。このようなことの重要性というのには、島国の特異性であると思えます。

ビジット・ジャパンで2,000万人の集客を目指す中で、フェリーに力を入れていただくことは大変ありがたいですが、その後の検証も忘れないように。ただキャンペーンをただで人が通ったというのではなくて、それがどのように後の効果に結びついたりするのか。観光行政は皆さんと疎遠かも知れませんが、行政の中でお互いに手をつないで徳島県の観光誘致のために、このキャンペーンが一つの大きなインパクトとなるような形で運用していただきたいとお願いしておきたいと思えます。

それと、これも要望ですが、高速道路については全国一律にして、島国の孤立性、利便性のなさを克服しようとして一生懸命やってきた。知事や皆さんの努力のおかげで、やっと高速道路が全国一律になった。これから徳島が頑張らなければいけないという形の中で、入込客も通行量も大分増えた、ホテルの利用客も増えたということを知りました。

ただ、一つ懸念として、7月1日から割引がなくなって、四国の中の通行量、それから徳島自動車道の通行量は減ったのではないかと。私もあの道路を使って県庁へ来ておりますが、前より車が減ったのではないかと。そうすると、全国一律になって徳島や四国へ来てくれる人のためには利便性が出たけれども、徳島県民が使う足の道路として、本当に機能しているのかという気が最近しています。

良い面が出たら必ず悪い面が出てくるというのが世の中の常です。そのような面に対して皆さんは今どのような認識を持っていますか。

神野高規格道路課長

私のほうから、高速の道路料金のことについて少し御説明いたします。

高速道路のNEXCOは三つ会社がございますが、新たな高速道路料金に関する基本方針等に基づきまして、国民から意見を募集するなど、所要の進めまして、去る3月14日に国土交通大臣から変更認可を受けまして、4月1日以降の新たな高速道路料金を発表したところでございます。今回の料金体系は実施目的を明確にした上で、効果が高く、重複や無駄のない割引、それから、生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ高速道路の利用機会が多い車に配慮したという、二つの基本的な考え方に基づいてやっているところでございます。

主な変更点として、普通車以下を例にいたしますと、緊急経済対策の利便増進事業が終了することに伴いまして、例えば、平日の昼間の割引は朝の9時から17時及び平日の夜間の割引、4時から6時まで、もしくは20時から24時まででございますが、これにつきましては、これまで3割引だったものがなくなりました。休日割引の土日と祝日につきましては、従来、5割引だったものが3割引になりました。平日の朝夕割引の6時から9時まで、もしくは17時から20時までにつきましては、利用回数に応じて割引率が継続するという形になっております。

また、政府等につきましては、料金割引の見直しと消費税の増税の時期が重なったということで、好循環実現のための経済対策を閣議決定いたしまして、地方部の休日割引につきましては6月までは5割のままで残しましたが、7月からなくなりました。それから、大口の多頻度割引につきましては、最大の割引率を平成27年3月まで40%から50%まで拡充するとした激変緩和措置も行っているところでございます。

更に、平成27年度の道路関係予算の概算要求概要によりますと、料金の再編後の割引の効果を確認して、激変緩和などの必要性について検討を実施するとされているところで、県といたしましても、今後も引き続き国や高速道路会社の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

藤田豊委員

注視していただくのは結構だけれども、データをきちんととっていただきたい。私どもは、全国一律料金をお願いして四国の不利、利便性の悪さを解消するために一生懸命頑張った。しかし、さっき言ったように、隘路が出てくる。

その隘路は早いうちに直していただきたい。私どもが聞いた限りでは、主婦の方が徳島市へ買い物に来るときに、30%といたら今の消費税どころではありません。消費税が、5%から8%に上がっても3%です。料金の30%は大きいですから、下道を通る人が増えたように聞きます。例えば、美馬インターチェンジから徳島インターチェンジへ一緒に並行したり対向する車が、10台や15台ぐらいいろくろく通行していないときがある。それは是非データをとってみてください、どのくらい減っているのか。徳島県内の徳島自動車道の中で、道路の動きがどうなのか。もう2か月が終わりましたので、年末ぐらいいろくろくになるのかデータをとって、今御答弁頂いたように、注視しながら発信もしていただきたい。

人間は一遍楽したら、また元へ戻してそれが普通ですよと言われても、それは国の考え

方であって、地方で住む人からは不平不満がまた出てくる。だから、それができるだけ解消するような施策を皆さんで知恵を出して、30%割引、10%割引を復活してほしい。値段を下げましたよとってNEXCOの経常収支が良くなるのであれば、これも本末転倒の話です。

そういうところのバランスをとってもらわないと非常に困りますので、是非注視していただくようお願いしておきます。

神野高規格道路課長

NEXCOにつきましては、新しい料金を入れるに当たりまして、これまでも幾らかお金を入れて料金の割引に補てんしていたわけですが、7月以降、その金額を少し増やしております。NEXCOとしてはかなり努力もされて、料金の割引を考慮されている。ただ、国のほうの緊急対策でやっていた部分の財源がなくなりましたので、その分の割引がなくなったというのが一番大きな原因と考えているところでございます。

それと、交通量につきましては、お盆の期間に調べている交通量がございます。四国管内全体で、お盆の期間を比べますと全体で87%と、少し減っております。ただ、今年はお盆の期間中に台風等もございまして、なかなか単純に比較ができないようなところがありますので、委員から御指摘がございましたように、今後とも交通量の状況を十分調べまして、また御報告させていただきたいと思っております。

大西委員

資料の3ページに河川振興課の河川改良費2億円が計上されておりますが、これは、河川海岸維持修繕費、災害発生を未然に防止する上で必要となる河川機能の復旧等に要する経費の補正である。先ほど部長が説明されたのは、河川・海岸の土砂や流木を除去するということですが、流木というのは当委員会で視察した那賀川の下流域、海岸線に流木がたくさんあって困っているということだったので、その除去だと思っております。

それと、土砂の除去というのがありますが、具体的に河川に土砂が流入して、それを除去しないといけないという箇所があるということでしょうか。その土砂の除去というのを簡単に御説明頂きたいと思っております。

森河川振興課長

今回の議会で、河川海岸維持修繕費に対しまして、2億円の補正増額ということで御提案させていただいております。その内容について、若干、御説明いたします。

まず、先ほど委員から流木について、河川・海岸ということで、海岸の流木ではないかというお話がございましたが、まず、海岸の流木につきましては、環境省の予算を活用して海岸に漂着した流木を処理するというので、今、考えております。

一方、今回、御提案させていただいております河川海岸維持修繕費の中の流木につきましては、主に河川の中での流木を対象としているものでございます。

もう一つ、土砂、具体的にはどこを考えているのかという御質問でございました。今回の修繕費補正の中には3点ほど項目がございまして、1点目は、今回、11号、12号の被災

を受けまして、浸水したところの浸水痕跡調査を行いたいと思っております。それに加えて、河川機能の復旧ということで、土砂の除去あるいは流木の処理を考えているものでございます。

そこで、土砂の具体的な場所というものは、今のところ、具体的にどうするということではなく、先ほど申しました痕跡調査を踏まえて十分検証をし、緊急的に土砂の除去をすれば河川の機能が復旧できるというところを見極めた上で、この予算を活用させていただきたいと考えております。

大西委員

河川内の土砂の除去について、具体的な場所は未定で、予算を計上して浸水痕跡調査をする中で、除去が必要などころについてはその予算を通してやるという御説明でした。それはそれで、浸水痕跡調査をしていただいて、更に必要な予算を付けて土砂の除去をするということで結構だと思います。

それに関連しまして、今回の台風の影響の中で、海部郡の河川は土砂が常時堆積していて、常に河床がそこにあるという状況と言っても過言ではないということで、海部川流域の方々が、海部川や母川の砂利や土砂を除去してもらいたいとおっしゃっています。

除去すれば流量も増えるので、今回の台風で降った雨が尋常ではなかったとしても、かろうじて越流せず災害の防止につながるのではないかとということで、是非とも海部川の下流側の海に近いところの砂利、土砂を大雨が降る前に除去してもらいたい。

それを南部総合県民局長にお願いしましたところ、最近では直接、県が土砂を除去することはありませんし、業者に砂利を採取してもいいと許可を与えて、取っていただくという形でやっていますが、砂利採取業者は高くつくので最近では取ってくれない、欲しいという業者がないということでした。

東北の復興支援で砂利を使ってもらうために、砂利を海部川から採取して持って行って、ただで差し上げたかどうかとおっしゃる方がいます。結局、そのようなことは、業者も県もやらないし予算もないということで、結局、ずっとこのような状況が続いて砂利が溜まる一方になっているのではないかと思います。

これは鮎喰川も同じで、河床が上がっています。そして、鳴門の板東谷川も同じです。流れが急激にならないための堰堤が、全部土砂で埋まって河床が堰堤の高さになっているわけです。それから、美馬市の河川も吉野川に流れ込む川は、砂利や土砂が堆積して、木が生えて川の中が森みたいになっているところもある。

そういうところを常時管理をして、土砂を取り除いて災害予防していかなければいけないと思います。特に今回の被害で言えば、浸水をした海部川流域の方々の御意見で、海部川や母川を何とかしてほしいということに対してどう思われるのか。

それから、県下各地の河川の河床が上がっている、土砂、砂利が溜まっていることが、床下浸水、床上浸水の災害となる越流の原因になる可能性があるということに対して、災害を防止するためにしなければいけないと思うのですが、それに対してのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

森河川振興課長

今、委員のほうから2点ほど御質問を頂きました。

まず、1点目のほうでございますが、海部川、それと海部川の支川である母川、海部川の下流部になろうかと思えます。そちらにおきます浸水対策についての御質問でございます。海部川、母川におきましては、さきの台風12号におきまして、上流域で、時間最大118ミリ、総雨量1,005ミリという、かなり多くの雨が観測されております。これによりまして、流域ではかなりの床上浸水、床下浸水の被害を受けたところです。

この対策ということで、今回、御提案しております補正予算を活用し、既決の予算も含めまして洪水の痕跡調査を行い、それを受けました検証をこれから行っていこうと考えております。その検証の結果を踏まえまして、今、考えておりますのが、委員からお話ございました、例えば母川の海部川の合流部分の土砂の撤去とか、緊急性がある場所から除去も検討していきたいと考えております。その除去に対しましては、既決の維持管理費であるとか、今回、御提案しております補正予算を活用していきたいと考えております。

それと、全県下的な河川の状況ということでございます。委員からお話ございましたが、例えば鳴門市、徳島市内、美馬市内におきましても、河川の河床が土砂の堆積によって上昇しており、それによりまして河川のはんらんを引き起こし、ひいては浸水被害になるというお話でございます。

これにつきましても、今回、県下全域におきまして、洪水の痕跡調査を行うように考えております。その中で、緊急性の高いところから順次やっていく。ただ、これにつきましては、通常の維持のものもございますので、まずは補正予算を使ってやらせていただいて、今後、順次、必要性の高いところ、有効なところからやっていきたいと考えております。

大西委員

具体的に被害がひどかった海部川、母川は、とりあえず、先ほど説明の痕跡調査をする中で何らかの措置をしていただけないかということで、良かったと思っております。

海部川と母川が合流するところに、たくさん土砂が集まっているので、母川のほうのはんらんするのではないかという話もございましたので、是非ともお願いしたいと思えます。

それから、県内全域で、山から直接水が流入してくる河川の上流部分の土砂の堆積、砂利の堆積が、今、非常にひどい状況だと思えます。河床が上がっておりまして、様々考えられ得る災害の原因になる可能性があると思えます。調査は、今回、全県下でして、さらに対策が必要だということは、また来年度以降の予算でしていくというような話だったと思えます。ほとんどの県議会議員の皆さんが要望を受けていたり、お願いしていただくとお思いますので、それをやっていただいて安心な河川を作って頂きたいと思えます。

児島副委員長

今、大西委員から質問があった点で、委員会でわざわざ災害の現地を見ていただき、一番最後に那賀川の河口部の流木状況も見ていただきました。本当に感謝申し上げる次第でございます。河川の流木については、もう既に予算の中で対応していただいて、除去が進んでおります。

ただ、漁業関係の方から、海岸線に流れていたものの対応が遅ければ海のほうへ流されて、漁業に被害が出るという御指摘がございます。

今の大西委員への御答弁の中で、海岸については環境省の予算で実施していただくというところでございますが、この進捗状況についてお聞きしておきたいと思えます。

森河川振興課長

委員のほうから、今、海岸におきます流木の処理についての御質問でございます。

海岸につきましては、環境省の予算を活用して県で所管する海岸についての流木の処理をするというところでございます。

これにつきましては、各庁舎におきまして、発注済みあるいは発注準備を進めているところで、その具体の詳細については、今現在、把握してございませんので、御了承願いたいと思えます。

児島副委員長

それでは、今おっしゃったように、すぐに対応していただけると理解してよろしいですね。

百々運輸政策課長

ただいまの御質問、海岸漂着ごみの件でございます。那賀川の左岸、中島港の左岸の件かと思えます。これにつきましては、先ほど河川振興課長が申しましたように、環境省の海岸漂着物地域対策推進事業の予算を活用いたしまして、現在、取り除き工事に着手しております。9月4日契約で、現地は4日から作業に着手して進めております。

岡田委員長

まず、8月の下旬に台風被害ということで、県土整備委員会で皆さんとともに視察させていただき、いろいろと御足労頂きまして、皆様感謝申し上げたいと思えます。

あれ以降、広島市での災害が余りにもすごかったために、徳島県内の災害というのが小さく見えてしまったのですが、実際に徳島県で起こったことというのは、私たちが南海トラフ地震ということで考えていた中に起こった台風の被害ということ。あと、想像を絶する雨量という異常気象に対応する順応性が欠けていたのではないかと感じております。

実際に、先ほど来、杉本委員がおっしゃっていますが、那賀町に至っては平成16年に甚大な被害があったということで、その被害を受けて徳島県の丘陵地の災害対策というのがずっと進められてきて、今回、予算を付けられています。総合流域防災事業ということで、土砂災害の危険地区の点検箇所が1万3,000か所を超えているということですが、そのすべてが確認はできているけれども、10年たっても調査ができていなかったというのが現実だし、やはり、危険ということを認知していても、それに対応ができていないということで、今、来るべき南海トラフ巨大地震に備えようということの歩みとともに、災害に強い徳島県というつくり方というのをもう一度この機会に見直してもらいたいというのが、県土整備部の皆さん方をお願いしたいことです。

やはり、ハード面があってこそソフトが生きてくる、ハード面があってこそ人の命が守られるということも、地域地域の特性によってはありますので、あえてこのときに皆さんに投げかけているのは、そこを再度考えてもらって、徳島県にとって何が一番大事なのか。そしてまた、海岸部、中山間部、山間部のほうと、それぞれ徳島県は特色があります。それぞれの土地の形態がありますので、一律に同じような災害対策をするのではなく、その土地土地の土壌に合った、歴史に合った対策をしていただくとともに、過去を振り返って、吉野川のはんらんの歴史や海岸部の地震による津波の歴史など、今、掘り返しもしていたださっていますが、改めてその部分でも再認識していただきたい。

住んでよかった徳島県、安全な徳島県というような、ハード面での安全確保をしていただくのが皆さんの仕事だと思しますので、是非、これからも取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

小林県土整備部長

今、岡田委員長からお話がありましたとおりで基本的な思っております。我々としても、ハードですべてが守れるようになるまでには非常に年月も時間もお金も掛かりますし、スピード感が間に合いません。一方で、ソフトだけで十分かという、そうでもない。

やはり、しっかり守るべきところは守って、それでも間に合わないところ、どうしても十分でないところについてはソフト対策で命だけは守るといようなものを、基本、セットでやっていくのが本筋だろうと思っております。そのためには、当然、県土整備部としてしっかり取り組むべきところはいたしますが、当然、危機管理部や市町村と連携をして、今、委員長がおっしゃったとおり、我々もしっかり心してやりたいと思っております。

岡田委員長

是非、お願いしたいと思えます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（14時58分）